

令和5年5月8日

小・中学生及び幼稚園児の保護者様

猪名川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症罹患時の学校園への届け出について

日頃は町立学校・幼稚園の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

これまで、児童・生徒及び幼児（以下、「児童生徒等」という。）が学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合、医療機関を受診し、「治癒証明書（意見書）」を学校に提出していただくこととしておりますが、医療機関での受診及び「治癒証明書（意見書）」発行等の負担を考慮し、インフルエンザ及び溶連菌感染症に関しては「治癒証明書（意見書）」の提出を廃止しております。

しかしながら、学校での感染症拡大の防止及び出席簿上の「出席停止」の期間確定のため、「治癒証明書（意見書）」の代わりに「保護者による届」を提出いただいております。

この度、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第2類相当から第5類となることから、本来、治癒証明書の取得が必要となりますが、インフルエンザ及び溶連菌感染症と同様、「治癒証明書（意見書）」の提出は求めず、「保護者による届」を提出いただくこととしましたので、その旨お知らせいたします。

つきましては、医療機関で受診し、インフルエンザ、溶連菌感染症及び新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、所定の用紙に保護者様でご記入いただき、学校園等に届け出ていただきますようお願いいたします。

※10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控えたりするなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。（令和5年4月13日時点 厚生省）

※インフルエンザ、溶連菌感染症及び新型コロナウイルス感染症以外（はしか、おたふくかぜ、みずぼうそう等）の学校感染症から治癒し、再出席する場合には、これまでどおり、医師が作成する治癒証明書等（意見書）の提出が必要です。

※届け出用紙は各学校園にありますので、各自でご請求ください。また、右記2次元バーコード、猪名川町ホームページから書式データをダウンロードできますのでご利用ください。



【留守家庭児童育成室在籍のお子さまの届け出提出先について】

- ・学校の授業がある日→学校へ提出してください。
- ・夏休み等の長期休業日→留守家庭児童育成室へ提出してください。
- ・土曜日や臨時休業日→まず留守家庭児童育成室へ提出してください。その日のうちに返却します。登校日に改めて学校へ提出してください。